

令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、積極的な取組がなされるよう、周知・働きかけをお願いしていた件について、その取組状況の報告をお願いするもの

事務連絡
令和3年6月7日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」
に関連する依頼について

平素より大変お世話になっております。

先般、令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、各府省庁に対して、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、積極的な取組がなされるよう、周知・働きかけをお願いしていたところです。

今般、上記事務連絡の内容に関連し、2点依頼事項がございますので、下記の項目について、それぞれ締め切りまでにご報告をいただきますようお願いいたします。

依頼事項1：一般的な周知・働きかけについて

- ・職場における積極的な検査等の実施につき、上記事務連絡において、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する一般的な周知・働きかけをお願いしていたところです。この点について、各府省庁から周知・働きかけを行った所管団体等のリストについて、6月16日（水）までに、様式1を用いて当室宛てメールによりご報告をお願いします。
- ・6月16日（水）時点で、周知・働きかけを行う予定である場合については、様式1の備考欄にその旨を記載の上、ご提出いただき、依頼事項2の報告締切日までにあらためて実施後の内容を記載して様式1をご提出ください。

依頼事項2：重点的な取組の働きかけについて

- これまでのクラスターの発生状況等を踏まえ、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）や、寮・宿直等従業員同士が寝食等を共有する場で生活する環境など、従業員同士の濃厚接触が生じやすく、クラスターの発生が懸念される職場に関しては、上記事務連絡において、重点的な取組の働きかけをお願いしていたところです。
- この点につき、重点的な働きかけを行う際の参考資料として、今般、当室において「職場におけるクラスター発生事例」（資料1）及び「ニュース検索による業態別の集団発生の状況」（資料2）を取りまとめましたので共有します。なお、資料1については公表しないことを前提に自治体の協力を得て作成したものであり、各省限りの取扱いとしてください。
- なお、関連して、6月3日に開催された、内閣官房長官主催の「在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化に関する関係省庁会合」（資料3。以下「関係省庁会合」という。）でも、在留外国人に関する職場や寮におけるクラスターの事例をまとめたうえで（※1）、技能実習生等が多く就労する職場は、クラスターが発生した環境にあることが多いと考えられることから、こうした職場に対する関係省庁からの重点的な働きかけをお願いしたところです（資料4P1、P7参照）。

更に、関係省庁会合では、「職場における抗原簡易キット等を活用した検査の重点的な取組」及び「留学生が多い日本語教育機関や専門学校における抗原簡易キットを活用した重点的な検査」について、「関係省庁連携の上、早急に対策をまとめ、速やかに実施する」（※2）こととされています（資料5参照）。

※1 当日の机上回収資料では、事例の詳細についても共有している旨申し添えます。

※2 在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化＜検討課題＞（抄）

我が国に在留する外国人に対し、ワクチン接種を含む新型コロナウイルスの感染予防のための支援等を円滑かつ着実に推進するため、（略）国において居住地域の地方公共団体等と協力し、各種支援を着実にかつ、集中的に実施する必要がある。そこで、関係省庁連携の上、以下の課題につき早急に対策をまとめ、速やかに実施することとする。

2 職場における感染予防のための支援の徹底【厚労省、法務省等】

・職場における抗原簡易キット等を活用した検査の重点的な取組

3 外国人留学生の感染予防のための支援の徹底【文部科学省、法務省等】

・留学生が多い日本語教育機関や専門学校における抗原簡易キットを活用した重点的な検査

- ・各府省庁におかれでは、これらの資料も参考し、また、省内で把握されている業態ごとの職場の実情等も踏まえつつ、重点的な働きかけを行っていただきますようお願いします。働きかけに当たっては、例えば所管団体等の定例役員会、理事会、総会等の場を活用するほか、所管団体等の役員企業等に対する個別の働きかけ等を実施することが考えられます。
- ・こうした重点的な働きかけに関し、働きかけを行った所管団体及びその様様（働きかけを行った者、働きかけの場等）について、7月2日（金）までに様式2を用いて当室あてメールによりご報告をお願いします。
- ・7月2日（金）時点で、重点的な働きかけを行う予定である場合については、様式2の備考欄にその旨を記載の上、ご提出ください。その後の取組状況について、個別にフォローアップさせていただく場合がございますのでご承知おきください。

＜添付資料＞

- 資料1 「職場におけるクラスター事例」※各省限り
資料2 「ニュース検索による業態別の集団発生の状況」
資料3 「在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化に関する関係省庁会合（案）」
資料4 「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室提出資料」（関係省庁会合資料2-1）
資料5 「在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化＜検討課題＞」（関係省庁会合資料1）

●本事務連絡全般に関する問い合わせ先及び様式提出先
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者： 清水、山口
TEL： 03-6257-1309
MAIL： aki.shimizu.r5a@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

ニュース検索による業態別の集団発生の状況

内閣官房コロナ室

No	業態	所在地	人数	報道日	備考
1	コールセンター	札幌市	10	5月28日	
2	コールセンター	札幌市	8	5月28日	
3	販売業	青森市	7	5月28日	自動車販売業
4	建設業	埼玉県	4	5月28日	
5	製造業	甲賀市	9	5月28日	
6	コールセンター	札幌市	29	5月27日	
7	製造業	石狩地方	8	5月27日	
8	派遣業	関市	118	5月26日	機械関連の製造業に従事
9	製造業	かつらぎ町	10	5月26日	化学製品
10	食品加工業	十勝地方	8	5月25日	
11	建設業	空知地方	5	5月25日	
12	食品加工業	宇治市	28	5月25日	製パン
13	製造業	北九州市	12	5月25日	配電盤製造
14	派遣業	宮崎市	37	5月25日	コールセンター業務
15	金属加工業	館林地方	8	5月24日	
16	倉庫業	平塚保健所管内	22	5月24日	
17	給食センター	江別市	7	5月21日	
18	製造業	小郡市	不明	5月19日	包装資材製造
19	運送業	相模原市	5	5月13日	
20	建設業	相模原市	5	4月30日	
21	製造業	天童市	15	4月19日	電子機器
22	保険業	山形市	5	4月14日	
23	公共交通機関関係	川崎市	7	3月22日	バス
24	食品加工業	埼玉県	22	3月8日	
25	製造業	大田原市	11	3月4日	建材
26	派遣業	可児市	5	3月1日	
27	製造業	相模原市	10	2月20日	
28	製造業	越谷市	26	1月20日	
29	銀行業	仙台市	5	1月13日	
30	食品加工業	成田市	13	1月13日	
31	食品加工業	常総市	47	1月11日	
32	販売業	長崎市	7	1月11日	電気製品販売
33	製造業	府中町	5	1月5日	自動車製造業本社

内閣官房においてニュース検索により、まとめられた2人以上の感染事例について、職場において発生した感染事例で、業態が記事から判明するもので、最新の掲載日（1月5日～）のものを記載。重複カウントを避けるため、同一所在地、同一業態で、掲載日が異なる事例については、一連の同一の事案として、最新の掲載日の事案のみ記載した。

資料3

在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化 に関する関係省庁会合

（令和3年6月3日（木）
14時20分～14時50分
官邸4階大議室）

資料1 在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援 策の強化＜検討課題＞

資料2 各省庁提出資料

資料2-1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 提出資料

資料2-2 出入国在留管理庁 提出資料

資料2-3 厚生労働省（健康局） 提出資料

（別紙） 出席者一覧

(別紙)

出席者一覧

加藤 内閣官房長官

杉田 内閣官房副長官（事務）

藤井 内閣官房副長官補

中山 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

松本 出入国在留管理庁次長

君塚 出入国在留管理庁在留管理支援部長

井上 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室次長

大賀 警察庁刑事局組織犯罪対策部長

前田 総務省大臣官房総括審議官

安東 外務省領事局参事官

※代理出席（領事局長）

伯井 文部科学省高等教育局長

田口 文部科学省国際統括官

矢野 文化庁次長

竹林 厚生労働省健康局総務課長

※代理出席（健康局長）

田中 厚生労働省職業安定局長

光吉 農林水産省経営局長

中原 経済産業省大臣官房審議官（経済社会政策担当）

※代理出席（経済産業政策局長）

石田 国土交通省総合政策局長

内閣官房
新型コロナウイルス感染症対策推進室
提出資料

在留外国人の感染拡大防止の課題

- 在留外国人については、**言葉の壁等**があることから、3密の回避等の基本的な感染防止策に関する情報が不十分であるほか、**体調が悪くても医療機関を受診する習慣がなく、受診しようとしても意思疎通が十分にできない**といった課題がある。マスク着用の習慣がない場合やハグをする等の生活習慣も考慮する必要がある。
- 在留外国人に対しては、感染予防につながる適切な情報を一人一人に届けられるような工夫が必要であり、また、感染した場合に医療につなげていくことが必要である。
- 在留外国人に関連するクラスターとして、**母国の行事に伴う大規模パーティー**など在留外国人が集まる会食、**パブなど接待を伴う飲食店、職場（宿舎を含む。）**、寮生活などの集団生活といった事例が確認されている。

●事例（外国人が関連していることが報道されているもの。本年1月から5月26日）

都道府県	クラスター等の名称	規模（人）
北海道	学校・教育施設等	1～9名
北海道	パーティー	10～29名
東北地方	職場	1～9名
東北地方	職場	1～9名
関東地方	職場	1～9名
関東地方	職場	10～29名
関東地方	職場	50名以上
関東地方	職場	10～29名
関東地方	職場	10～29名
関東地方	学校・教育施設等	50名以上
関東地方	同居	1～9名
北陸地方	職場	1～9名

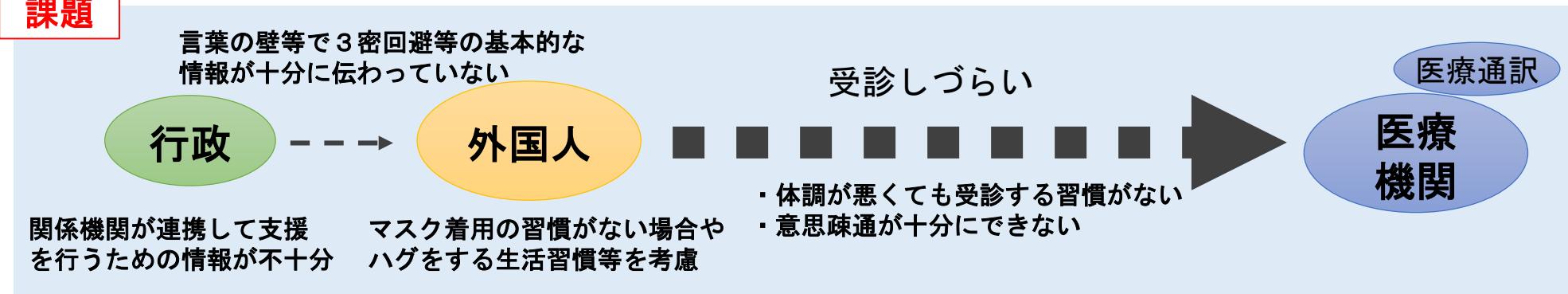
都道府県	クラスター等の名称	規模（人）
中部地方	接待を伴う飲食店	10～29名
中部地方	職場	1～9名
中部地方	接待を伴う飲食店	10～29名
中部地方	パーティー	30～49名
中部地方	職場	1～9名
中部地方	接待を伴う飲食店	10～29名
中部地方	同居	1～9名
中部地方	職場	1～9名
中部地方	パーティー	10～29名
中国・四国地方	職場	10～29名
九州地方	職場	10～29名
九州地方	寮	30～49名

在留外国人の感染拡大防止のための支援策等

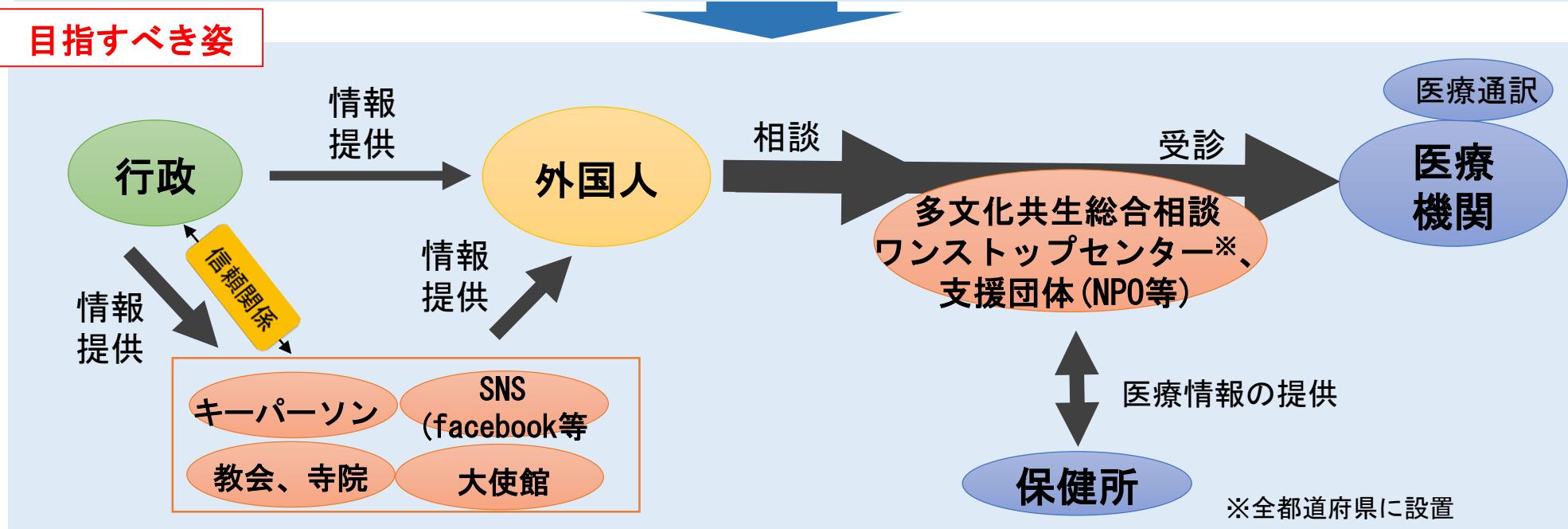
＜参考1＞ 第46回（令和2年11月16日）
新型コロナウイルス感染症対策本部資料

- 在留外国人については、言語の壁等で3密回避等の基本的な情報が十分に伝わっていない、生活習慣の違いがある、意思疎通が十分にできず医療機関を受診しづらい等の課題。
- このため、国等が発する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につなげる仕組みを構築。

課題



目指すべき姿



※全都道府県に設置

具体的な支援策

感染予防や医療アクセスの改善のため、必要な情報をわかり易く発信する

- やさしい日本語の普及促進
- 国、地方自治体等が発する情報について、一層の多言語化を推進するとともに必要な情報を発信

発信する情報をきめ細やかに周知するため、提供手段を強化する

- 外国人の生活支援情報を掲載した一元的な**多言語のポータルサイト（情報リンク集）の充実、Facebook等SNS等を利用した情報提供の強化**
- 日本の在外公館及び駐日大使館・領事館と連携した情報の収集及び駐日大使館・領事館の**ネットワークを活用した情報提供の強化**
- 各国のインフルエンサー、キーパーソン等を通じた情報提供
- 国の業務で外国人と接する際等に感染防止策等の情報を提供
- 無認可施設を含む外国人学校への情報提供
- 外国人労働者受入企業等への情報提供

医療アクセス向上のため、外国人相談窓口を強化する

- 国の相談窓口の運営体制の強化
- 外国人受入環境整備交付金を拡充し、地方公共団体の**多文化共生総合相談ワンストップセンターの体制を強化**
- 地方公共団体の相談窓口等における**多言語電話通訳サービスの利用を支援**
- 相談者が問題解決に向けた情報を入手できるよう、国や地方公共団体の在留支援担当者的人材育成を実施

医療アクセス向上のため、医療機関等における外国人受入れ体制を強化する

- 医療機関における**多言語電話通訳サービスの活用を促進（保健所も含む）**
- 119番通報、救急現場活動等で活用可能な三者間同時通訳の導入
- 国民健康保険、被用者健康保険への適正な加入の促進

外国人の学生等への支援を行う

- 外国人学校における保健衛生用品等の購入の支援
- 高等教育の修学支援

クラスターの由来を明確にし感染対策の検証を行うため、遺伝子解析を推進する

- 検疫所から**国立感染症研究所への迅速な検体の送付**
- 地方衛生研究所から**国立感染症研究所への検体の着実な送付**または検体のゲノム情報の共有について自治体に要請

※ 国・地方自治体・関係機関が連携して支援を講ずることができるよう、情報共有の取組を強化する

多言語での情報提供

＜参考2＞ 内閣官房における取組

内閣官房新型コロナウイルス感染症 対策推進室のホームページ

新型コロナウイルス 感染症対策

トップページ

最新情報

各種支援・取組み

スマートライ

新型コロナウイルス 感染症 繁

感染リスクが高まる
「5つの場面」 感染拡大防止

#Keep
safe for
なんたあの、予防だ

感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査

内閣官房
Cabinet Secretariat

対策本部等資料

詳しくはこちら >

詳しくはこちら >

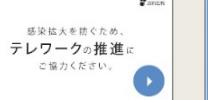
Select Language
日本語 | Japanese
やさしいにほんご | Plain Japanese
English | English
Arabic | Arabic
Italiano | Italian
Español | Spanish
Deutsch | German
Français | French
Português | Portuguese
Русский | Russian
简体中文 | Chinese (Simplified)
繁體中文 | Chinese (Traditional)
한국어 | Korean
Bahasa Indonesia | Indonesian
Tagalog | Tagalog
Tiếng Việt | Vietnamese
ภาษาไทย | Thai
မြန်မာ | Myanmar
नेपाली | Nepali
ភាគខ្មែរ | Cambodian

緊急事態宣言の6月20日まで
の延長

動画はこちら



「テレワーク」の推進にご協
力を
動画はこちら



コロナ対策サポーター

コロナ対策サポーターは、新型コロナウイルス感染症対策について、ご理解・ご協力をいただき、感染対策の大切さを発信していただく方々です。

■「5つの場面」動画を作成していただきました



詳細はこちら

新型コロナウイルス 感染症対策

Select Language

内閣官房
Cabinet Secretariat

18か国語に対応

英語、アラビア語、イタリア語、
スペイン語、ドイツ語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、
簡体字、繁体字、韓国語、インドネシア語、タガログ語、ベトナム語、
タイ語、ミャンマー語、ネパール語、カンボジア語

โปสเตอร์สำหรับมาตรการป้องกันการแพร่ระบาดของโรค COVID-19

*สามารถดาวน์โหลดและพิมพ์เป็นเอกสารเพื่อนำไปใช้ในกิจกรรมรณรงค์ต่าง ๆ ทั้งแบบรัชดา โรงเรียนหรือสถานที่ที่มีผู้คนจำนวนมากได้ตามสะดวก
(ไม่ว่าจะดูแลเด็กไปเด็กแพลทหรือเจ้าของ)

อย่า “อยู่ในบริเวณที่บีบมัดใจ
และการระบบอากาศไม่ดี” “อยู่ในที่
มีผู้คนรวมกันหนาแน่น” “ห้ามผูก
อย่างใกล้ชิด”!

ขอความร่วมมือให้ทุกท่านปฏิบัติ
ตามมาตรการป้องกันโรคติดเชื้อ

ขอความร่วมมือให้ทุกท่านปฏิบัติ
ตามมาตรการป้องกันโรคติดเชื้อ

การติดเชื้อไวรัสโคโรนา(COVID-19)จะ<sup>ส่งผ่านการแพร่กระจายซึ่งตาม
เส้นทางต่างๆ ดังไปนี้</sup>



在留外国人のお祭り等における感染症対策の周知

- 在留外国人が、自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等を実施するに当たり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組めない状況がある場合には、必要な支援を講ずる必要。
- 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から地方公共団体へ、**各国の主なお祭り等の開催時期に合わせ、これらのお祭り等が安全に実施されるよう、感染拡大防止の観点から留意すべき点等について周知を依頼。**
- これまで、令和2年10月30日、11月13日、12月18日、令和3年2月19日、4月21日の5回発出。

地方公共団体の取り組み（参考：岐阜県）

- 外国人県民の感染が広がっている状況を踏まえ、「『外国人県民』感染防止強化対策」を決定（令和3年5月24日）。
- 県による外国人雇用企業への直接訪問、感染防止対策徹底要請の集中的実施。
- 多くの外国人が利用する店舗の協力の上、外国語による啓発キャンペーンの実施。
- 外国人世帯への啓発チラシの郵送配布の頻回実施。
- 周辺自治体との連携を促進する「外国人県民感染対策連絡会議」を設置。

職場・学校における積極的な検査の実施について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月28日変更））

政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。



職場

技能実習生等が多く就労する職場については、クラスターがしばしば発生してきた労働集約的な環境、寝食等の場を共有して生活する環境等にあることが多いと考えられ、こうした職場に対する関係省庁からの重点的な働きかけが重要。

学校

留学生が多い日本語教育機関や専門学校は、クラスター発生の状況に鑑み、関係省庁からの重点的な働きかけが重要。

在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化 ＜検討課題＞

我が国に在留する外国人に対し、ワクチン接種を含む新型コロナウイルスの感染予防のための支援等を円滑かつ着実に推進するため、外国人集住地域を有する地方公共団体等が開設する外国人相談窓口の運営支援を始め、国において集住地域の地方公共団体等と協力し、各種支援を着実にかつ、集中的に実施する必要がある。そこで、関係省庁連携の上、以下の課題につき早急に対策をまとめ、速やかに実施することとする。

- 1 在留外国人への情報発信の迅速化と強化【法務省、厚労省等】
 - ・ 多言語対応可能な外国人生活支援ポータルサイトの利活用の促進
 - ・ SNS、インフルエンサーを通じた情報発信
 - ・ 在留外国人個々に対する情報発信（eメール等）の推進 等
- 2 職場における感染予防のための支援の徹底【厚労省、法務省等】
 - ・ 労働局等による感染防止対策についての働きかけの徹底
 - ・ 職場における抗原簡易キット等を活用した検査の重点的な取組
 - ・ 各国大使館等と連携し、監理団体・実習実施者等に対する周知等の迅速化
 - ・ 技能実習生の住空間・プライバシー等に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置の創設 等
- 3 外国人留学生の感染予防のための支援の徹底【文部科学省、法務省等】
 - ・ 高等教育機関、日本語教育機関等に対する迅速的確な情報提供
 - ・ 各機関における感染防止対策及び留学生らへの指導の徹底
 - ・ 留学生が多い日本語教育機関や専門学校における抗原簡易キットを活用した重点的な検査 等
- 4 在留外国人の医療機関受診等を支援するための相談体制の強化【法務省、厚労省等】
 - ・ 医療機関において適切に検査、診療等を受けることができる環境整備

の推進

- ・ 地方公共団体における多言語相談窓口の設置支援や相談窓口と保健所の連携を推進し、医療へのアクセスを向上 等

5 在留外国人への円滑なワクチン接種の支援に向けた取組【厚労省、法務省等】

- ・ 在留外国人に対するワクチン接種についての周知広報の促進と、相談体制の整備 等

6 市民団体と連携した取組支援の強化【法務省等】

- ・ 情報発信及び在留資格の更新、就労・生活支援を受けるための各種申請手続支援の強化

等